

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		-	-
		3,024	216,755,706
		91	2,316,602
		1,590	19,589,546
債 務 控 除 額		464	1,997,207
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		3,035	201,479,969
課 税 価 格			
相 続 税 額	算 出 税 額	2,985	26,502,394
	2 割 加 算 額	335	290,511
	計	実 2,985	26,792,905
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	171	265,034
	配 偶 者	497	7,454,469
	未 成 年 者	20	6,888
	障 害 者	89	115,087
	相 次 相 続	107	819,991
	外 国 税 額	-	-
	計	実 829	8,661,469
差 引 税 額	2,591	18,131,436	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	24	107,846	
小 計	2,589	18,023,590	
農 地 等 納 税 猶 予 額	34	391,027	
株 式 等 納 税 猶 予 額	3	67,569	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,582	17,586,971
	還 付 税 額	12	21,977
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,090	87,520,000	

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 21 年分	2,602	177,731,717	24,371,120	6,389,270	2,187	16,373,211	7	8,641	925
平成 22 年分	2,859	191,303,087	24,114,816	6,696,071	2,381	15,849,047	11	33,769	1,048
平成 23 年分	2,961	182,301,789	20,208,718	4,954,459	2,481	14,365,665	14	24,293	1,064
平成 24 年分	3,055	196,360,725	23,928,438	6,681,965	2,567	16,491,726	11	15,120	1,094
平成 25 年分	3,035	201,479,969	26,792,905	8,661,469	2,582	17,586,971	12	21,977	1,090

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
富山	390	37,088,965	331	4,352,986	146
高岡	332	22,592,053	288	2,259,396	121
魚津	175	12,820,947	150	1,249,839	67
砺波	116	7,759,258	95	542,158	43
富山県計	1,013	80,261,223	864	8,404,379	377
金沢	708	46,391,092	594	4,156,287	247
七尾	102	5,632,538	90	370,323	35
小松	193	9,700,369	166	644,461	62
輪島	52	3,697,507	46	359,414	20
松任	131	8,349,760	109	725,920	50
石川県計	1,186	73,771,266	1,005	6,256,405	414
福井	375	22,564,421	330	1,410,676	136
敦賀	90	4,740,117	79	273,601	32
武生	180	9,975,489	146	598,658	63
小浜	56	3,177,894	48	204,783	20
大野	63	2,779,281	54	131,381	19
三国	72	4,210,278	56	307,089	29
福井県計	836	47,447,480	713	2,926,188	299
総計	3,035	201,479,969	2,582	17,586,971	1,090

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本 年 分	申 告 額	3,038	200,894,451	2,586	17,519,875	1,090
	修正申告による増差額	43	913,804	73	115,718	34
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	19	△ 328,286	39	△ 48,622	20
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,035	201,479,969	実 2,582	17,586,971	実 1,090
過 年 分	申 告 額	77	3,323,983	63	120,276	40
	修正申告による増差額	464	5,074,710	702	778,662	283
	更正による増差額	1	22,240	4	4,797	1
	更正等による減差額	61	△ 614,649	94	△ 109,176	52
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 599	7,806,284	実 850	794,560	実 337
合 計	申 告 額	3,115	204,218,434	2,649	17,640,152	1,130
	修正申告による増差額	507	5,988,514	775	894,380	317
	更正による増差額	1	22,240	4	4,797	1
	更正等による減差額	80	△ 942,935	133	△ 157,798	72
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,634	209,286,253	実 3,432	18,381,531	実 1,427

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 20	千円 2,099	人 -	千円 -
過 年 分	448	59,851	52	18,823	47	51,800
合 計	448	59,851	72	20,922	47	51,800

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	271	22,818,387	395,589	136,556	343,141	618
1 億円超	558	76,858,390	606,246	714,980	3,465,633	1,730
2 "	133	31,965,990	408,881	221,935	2,855,530	463
3 "	87	31,680,544	353,563	256,504	4,103,923	320
5 "	26	15,415,167	32,896	166,611	2,780,689	114
7 "	7	5,722,268	246,727	32,010	1,088,009	24
10 "	5	6,626,684	205,476	426,466	1,374,963	17
20 "	1	2,767,401	-	40,801	278,530	3
30 "	2	7,039,620	-	2,000	1,229,457	13
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,090	200,894,451	2,249,377	1,997,864	17,519,875	3,302

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	3	52	108	82	26	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	42	128	205	126	37	10	2	1	4	1	-
2 "	-	8	20	43	42	11	4	2	2	1	-	-
3 "	-	2	12	23	37	10	1	-	-	-	1	1
5 "	-	1	5	5	6	3	4	-	-	1	-	1
7 "	-	-	3	1	-	3	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	105	277	362	240	64	19	4	3	6	3	2

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	475	17,287,672
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	309	3,693,238
	宅地（借地権を含む。）	1,007	50,483,568
	山林	221	244,391
	その他の土地	280	4,809,076
	計	1,020	76,517,944
家屋、構築物		987	13,577,557
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	169	414,997
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	28	147,531
	売掛金	44	162,643
	その他の財産	86	514,371
	計	220	1,239,542
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	214	14,919,316
	同上以外の株式及び出資	748	11,310,930
	公債及び社債	294	4,264,816
	投資・貸付信託受益証券	379	7,849,008
	計	897	38,344,070
現金、預貯金等		1,088	56,327,058
家庭用財産		809	477,116
その他の財産	生命保険金等	347	10,412,845
	退職手当金等	82	4,168,753
	立木	69	92,835
	その他	973	14,932,266
	計	1,006	29,606,699
合計		1,090	216,089,986
相続時精算課税適用財産価額		63	2,249,377
債務等	債務	978	17,289,876
	葬式費用	1,067	2,152,900
	計	1,083	19,442,776
差引純資産価額		1,090	198,896,587
暦年課税分贈与財産価額		262	1,997,864
課税価格		1,090	200,894,451

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。